

栃木県議会議員

平木ちさこ 活動レポート

元気ネット

発行
平木ちさこ
事務所
〒321-1274 栃木県日光市土沢1962
TEL 0288-26-6739
FAX 0288-26-6759
Eメール hiraki-chisako@nifty.com

ホームページ <http://hirakichisako.com> (奇数月末日更新)

先生、働きすぎです！

(学校の指導力強化と教員の働き方改革について)

本県では、4年生までの35人以下学級が実現したが、さらに6学年まで拡充されたい。しかし、教育現場からは今まで加配されていた教員を振り替えられ困っているとの話がある。教育環境の充実のためにも、学校現場が必要な教員の加配に努めること。

また、2016年の教員勤務実態調査では、小学校教諭の33.5%、中学校教諭の57.6%が、概ね月80時間超の残業をしているという。これは厚生労働省が労災認定される目安としている「過労死ライン」を超えている。

小学校では空き時間が少ないため、授業の準備は時間外に行わなければならない状況で、教員定数の見直し等の検討が必要である。

さらに、中学校の部活動では国では部活動指導員の配置事業が始まったが、県内では活用している市町が無い。市町が導入するには、県の負担が不可欠であり、早期の県の予算措置を求める声が上がっている。そこで県は部活動指導員の実態調査を各市町に速やかに行うこと。さらには他県に先駆けて県独自で負担割合を見直す等、併せて国に対しても負担割合の見直し等を働きかけられたい。

回答

今後、実施状況等を検証し、より適切な加配教員の活用も含めた教員の配置について研究して行く。定数の改善は引き続き国へ要望して行く。部活動指導員の導入は、教員の負担軽減となり、市町の意向を踏まえ導入を検討していく。

*

ミツバチからのメッセージ

(ネオニコチノイド系農薬の影響実態把握について)

私たちが毎日食べている野菜や果物の実りにミツバチが大きな役割を果たしている。国連環境計画によると、世界の食料の9割を占める100種類の作物のうち7割はハチが受粉を媒介しているという。

少しい環境変化で影響を受けやすい環境指標生物とされているミツバチだが、今、養蜂業者や農産物生産者から激減しているとの不安の声が寄せられている。県央のある梅農家では、例年の6割減の収量になってしまったという。ミツバチの激減は様々な原因が複合的に考えられているが、その中で原因とされているのがネオニコチノイド系農薬である。すでにEUでは2013年に一部使用禁止、2018年に屋外全面禁止としているが、我が国は、未だ一部残留基準値緩和をとっている。

そこで県は、受粉期に農家にミツバチを貸している養蜂業者の貸出需要の推移とミツバチの帰巢率、同時にりんご・梨・梅農家等の個別の収穫量の推移を調査し、地域性についても明らかにされたい。

回答

国は、農薬使用とミツバチの減少事例との関連性を把握するため、事例が発生した際の農作物栽培状況や農薬の使用履歴を調査する「ミツバチ被害事例調査」を実施しており、県は今後も国と連携の上、ミツバチ被害の実態把握に努めていく。

*

横根高原の自然を守ろう！

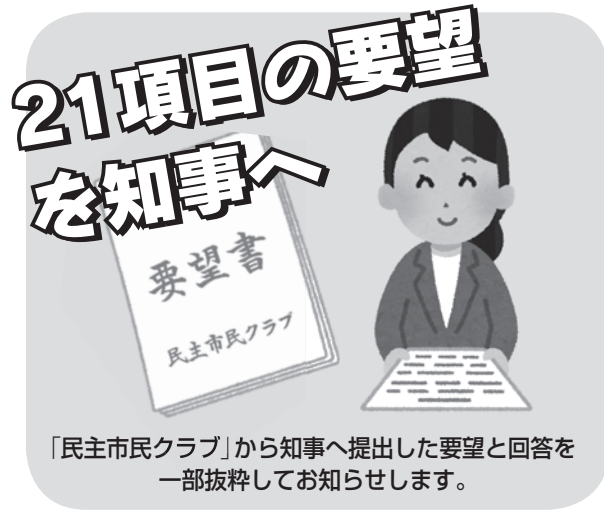
(大規模太陽光発電施設建設について)

本県では、防災・環境・景観保全等から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的とした「栃木県太陽光発電施設の設定・運営等に関する指導指針」を策定した。指針では、事業者に対し「立地を避けるべきエリア」や「立地に慎重な検討を要するエリア」等を示している。

最近では、豪雨等において土砂崩れによる大規模太陽光発電施設の崩落もあり、地域住民が不安を感じる事例も発生している。県内でも、日光市足尾地区において山林の大規模伐採を行

い、環境並びに景観、近隣住民の水源を侵す恐れのある大規模太陽光発電事業が進められようとしている。

本県の指導指針は、太陽光発電施設の企画立案から撤去・処分までを適用期間と定めているが、法令による制約がないことから「立地を避けるべきエリア」での施設整備について適正な立地誘導が出来ない。本県の生物多様性、更には国立公園や県立自然公園の自然環境保全を実現するためにも、太陽光発電施設に対する条例整備を早急に行うこと。



「民主市民クラブ」から知事へ提出した要望と回答を一部抜粋してお知らせします。

回答

環境保全の観点から、引き続きより一層、市町と連携するとともに国のガイドライン及び県の指導指針を適切に運用することにより、太陽光発電施設が適正に設置されるよう取り組んでいく。

*

待ったなし！

(気候変動適応法に関する県の対応について)

今夏の猛暑は観測史上初を記録し、西日本でも豪雨による土砂崩れや洪水等大きな被害を招いている。地球温暖化による異常気象と見られるが、このような人命にかかわる災害と同時に、米や野菜、果実の産地の南限・北限の変化、海水温の上昇による魚貝類への影響、熱中症の多発や熱帯病流行の可能性など様々な課題が山積している。

国では本年6月に「気候変動適応法」が成立した。これは自治体独自の「適応計画」策定と気候変動の影響の情報収集・提供を行う「地域気候変動適応センター」の設置を努力義務とし、加えて国と自治体が広域協議会を発足させる等、総合的な適応策を講じ被害を軽減させていくもの。

徳島県ではすでに2017年、温室効果ガスの抑制を基本に「脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を施行した。事業者には環境マネジメントシステムの導入、温室

裏面に続く

効果ガスの排出量の多い事業者には排出削減計画書の提出を義務付けている。また、県民にはフードマイレージ等を配慮した生活様式の転換を、農作物の栽培技術の開発や、交通、建築物、森林施業に関する環境への配慮を促し、県を挙げて温暖化対策に取り組んでいる。

本県としても、大学をはじめとする関係機関と連携して、各市町に気候変動に対し、喫緊の対応を促していくべきと考える。栃木県環境基本計画にある低炭素社会の強力な推進と併せ、気候変動対策に係る条例づくりに取り組まれない。

回答

国は、今年中に農業や自然災害など各分野における適応策や地域での推進方策等を盛り込んだ気候変動適応計画を策定する予定である。県も国の計画策定の動きを注視しながら、県内の気候変動の影響把握や市町への迅速な情報提供を行うなど、被害の回避、軽減に努めていく。

*
原種を守れ!

(主要農作物種子法廃止に伴う県の対応について)

本年4月に主要農産物種子法が廃止された。この法律は、安定的に優良な品種の米・大麦・小麦・大豆の種子の生産を行うため、都道府県の責任を規定してきた法律だが、今回の廃止により、都道府県は、審査から助言・指導へと今後の対応も変わった。

本県の主要農産物の安定供給のためには、優良種子が不可欠であることから、これまでの知的財産権の対応等も踏まえ、今後の種子生産から供給までの明確な運用方針を定めると共に、本県独自の条例化の検討等、本県が種子生産、供給に責任をもつよう、早急に検討すること。

回答

種子法廃止を踏まえ、今後の種子の安定供給体制を作るため、平成29年に栃木県米麦改良協会、農業団体、行政機関で「主要農作物の種子供給のあり方検討会」を設置した。農業者をはじめ、関係者の意見、要望や他県の状況等も踏まえながら種子供給のあり方について、引き続き検討していく。

⇒この後、知事は本会議で条例の策定も選択肢のひとつであると答弁した。

10・11月の催し

※会場はいずれも平木事務所です

元気会 毎月第1土曜日 10時～11時30分

日時▶10月6日(土)

- 内容：教育について
- 申込み・会費：不要

女性の茶話会 毎月第1水曜日 19時～21時

日時▶10月3日(水)、11月7日(水)

- 会費：300円(軽食付き)
- 申込み：☎0288-26-6739(前日まで)

県政について、みなさんのご意見をお寄せください。



※平木ちさこの「元気ネット」ホームページは奇数月末日更新です。

※平木ちさこ公式サイト <http://hirakichisako.com>

平木ちさこ 検索



立憲民主党 立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan
日光市支部設立!

日時 **10月21日(日)** 15:00～17:00

会場 **大沢地区センター** 日光市大沢町809-1 ☎0288-26-1975

15:00～15:40 設立総会

15:40～17:00 記念講演 **「よく分かる憲法」**
講師：太田うろう弁護士

【問い合わせ】☎0288-26-6739 (平木事務所)

- 総会に出席される方は、年間費1,000円のパートナーズになって下さい。
- 講演会は一般公開です。どなたでもご参加頂けます。とても楽しく分かりやすい話です。中高生もお待ちしています。

*
子どもにDVを見せることは虐待である!
(女性自立支援体制の充実について)

DV被害者への支援は、同時に子どもへの虐待を防ぐためにも重要である。DVや性暴力被害者の支援に携わる婦人相談員には、被害女性や子どもの立場に立った権利意識と経験等、多岐にわたる専門性が求められる。

相談員の専門性の更なる向上を図るため、雇用期間延長も含めた身分の安定化と重要な支援職としてその位置付けを明確にするよう図られたい。

回答

被害者に寄り添った支援が図られるよう、婦人相談員の人材育成・資質向上に取り組んでいく。勤務条件については平成32年から導入される会計年度任用職員制度の中であり方を検討していく。

秋だ!サンマだ! パーティーだ!

日時▶11月3日(土) 11時～14時 雨天順延

●会場：平木事務所庭

●会費：1,000円

●申込み：☎0288-26-6739

初めての方、お一人で見える方もどうぞ!

※平木ちさこは、HP公式サイトまたはFBに、「今日の活動」を毎日アップしています。どうぞご覧ください。(平木ちさこ後援会で検索してください)

【Eメール】 hiraki-chisako@nifty.com